



平成28年7月

蒲刈共同事務センターだより

一学期末が近づいてきました。例年この時期は、公立学校共済組合による組合員証(保険証)資格確認のための書類の提出をお願いしています。

対象者は平成28年4月1日現在、18歳以上の被扶養者です。主に収入状況を確認します。確認期間はH27.6月～H28.5月の1年間です。

全体の注意事項

提出期限：8月5日



- 現況申告書に記載されている事項が正しいか必ず確認してください。
- 同居別居の欄は実際の居住状況で記入して下さい。
- 職業欄は『農業従事・非常勤講師・アルバイト・学生等』具体的に記入して下さい。
- 無職の場合及び収入が無い場合には、必ず「0」を記入して下さい。
- 双方が公立学校共済組合員で共同扶養者がある場合は、備考欄に配偶者の所属所名と氏名を記入して下さい。源泉徴収票の提出は必要ありません。
- 公費の欄には次に該当する番号を記入して下さい。該当しない場合は空欄でいいです。
 - 「5」 重度障害等公費負担医療制度適用者
 - 「6」 ひとり親（乳児医療は除きます。）公費の欄が空欄になっている場合でも、医療受給者証の交付を受けている場合には、その写しを提出して下さい。

扶養手当の支給がある人

※被扶養者に、本当に収入がないのか(アルバイト等していないのか)必ず確認してください。

- 現況申告書に必要事項を記入，押印。確認書類はいりません。(同居・別居を問わない)
- 被扶養者現況申告書の収入額欄は組合員が必ず記入して下さい。

被扶養者の収入についての注意事項

重要

- 被扶養者の収入には、所得税法上非課税扱いになるものも含まれます。
 - 例：通勤手当・遺族年金・障害年金，雇用保険の失業給付・被爆者健康管理手当・企業年金や個人で加入している生命会社等の個人年金等
- 収入に含めないもの
 - 例：奨学金・退職手当・不動産売却による一時的な収入・雇用保険法による特例一時金及び高齢者求職給付金・出産手当金・個人年金等の解約による一時的な収入等

扶養手当の支給がない場合

※被扶養者について、収入の有無・同居別居を問わず次の書類を提出して下さい。

- ①申告時点で発行される最新の「所得証明書」(事業収入の方はH27確定申告の写)
 - ②「扶養継続申立書」(共済様式別紙4-1, 4-2)
- 給与支給明細がない場合には、月額が分かる書類「支払明細書」(共済様式別紙5)に事業主の証明を受けて提出して下さい。(通勤手当・ボーナスを含む総支給額が証明してあれば、任意の様式でも構いません。)

○父母・祖父母等どちらか一方のみを被扶養者に行っている場合

被扶養者の配偶者や子どもなど、扶養義務者全員の収入が確認できる書類が必要です。

○父母のどちらか一方のみを扶養している場合

現況申告書の配偶者の有無の欄に○を記入し、遺族年金等の受給の有無欄に記入する。

(所得証明書には、遺族年金や恩給の受給については、記載されないの必ず本人に確認を!!)

○別居の場合には、H27.6～H28.5 期間の送金額を確認できる書類の写(学生の場合には H28.

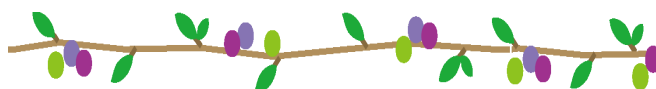
4. 1 以降発行の在学証明書で代用可。障害者施設等の入居者は援助額の記入のみでよい。)

○被扶養者が、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の場合

同居を確認できる「住民票の写」(証明日が平成 28 年 6 月 1 日以降のもの)を添付すること。

○収入状況及び扶養状況によっては、その他の書類が必要になることがあります。

提出書類一覧表



○は必ず提出してください。 △は該当する場合に提出して下さい。

被扶養者の状況			被扶養者の収入確認書類							共同扶養者の収入確認書類	同居の確認	送金確認		
扶養手当支給の有無	収入の有無	同居・別居の区分	収入の種類等	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	
				扶養継続申立書	申告時点で発行される最新の所得証明書	給与支給明細書等	雇用条件が分かる書類(非常勤講師の場合は勤務条件説明書)	年金振込通知書等最新の年金額が分かる書類	平成27年分確定申告書の控え	その他(雇用保険受給資格者証等受給額を確認できる書類)	扶養義務者の所得証明書等扶養義務者全員の収入額全て確認できる書類	住民票の写し	H27.6～H28.5の送金を確認できる書類の写し(学生の場合はH28.4.1以後発行の在学証明書で代用可)	
有	無	同居・別居を問わない	給与	確認書類不用										
			年金	確認書類不用										
			事業収入	確認書類不用										
			その他	確認書類不用										
無	無	同居	○	○							△	△		
		別居	○	○							△		○	
	有	同居	給与	○	○	○	△					△	△	
			年金	○	○			○				△	△	
			事業収入	○					○			△	△	
			その他	○	○							○	△	△
	有	別居	給与	○	○	○	△					△		○
			年金	○	○			○				△		○
			事業収入	○					○			△		○
			その他	○	○							○	△	○



夏季休業に入ると、出張や部活動あるいは休暇などで忙しくなり、ついつい後回しになりがちです。

不明な点は事務職員へ早めに確認し、必要な書類を期限までに提出しましょう！

